

統計関連学会連合大会組織委員会 運用規則

統計関連学会連合

(総則)

第1条 この規則は、統計関連学会連合大会組織委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、統計関連学会連合規程第6条に基づく委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、統計関連学会連合大会の組織・運営に関する重要事項を決定し、連合大会の円滑な運営に資することを目的とする。

(構成員)

第3条 本委員会は、統計関連学会連合理事により構成される。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、学会連合理事の任期と同じとする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を1名置く。委員長は統計関連学会連合理事会理事長が務める

(経費)

第6条 委員会の運営に必要とされる経費は、統計関連学会連合大会会計より支出される。経費は委員長が管理する。

(報告義務)

第7条 委員長は、統計関連学会理事会において、活動状況について報告する。

付則 本規則は2015年10月1日より施行する。